

農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会

第8回飼料添加物効果安全性小委員会

農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会

第8回飼料添加物効果安全性小委員会

令和5年12月25日（月）

13：33～15：53

省内会議室（Web併催）

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - （1）飼料添加物の新規指定について（審議）
キシラナーゼ・ β グルカナーゼ合剤
 - （2）飼料添加物の対象家畜の拡大
 - ①安息香酸
 - ②二ギ酸カリウム
- 3 閉 会

午後 1 時 3 3 分開会

○事務局 お待たせいたしました。定刻を過ぎてしまいましたが、ただいまから農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会飼料添加物効果安全性小委員会を開催いたします。

ウェブ参加の委員の皆様におかれましては、ビデオをオンにさせていただきますようお願いいたします。

本日、事務局を務めさせていただきます〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議の際の留意事項について、まず御説明いたします。

会議中の意思表示の方法について、ウェブで御参加の方は映像カメラに向かって挙手又は画面上部にありますリアクションより挙手マークをクリックしていただくことで挙手いたします。座長から指名がありましたら、マイクをオンにして御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。御発言の後はマイクをオフにさせていただきますよう、お願いいたします。

それでは、議事に入ります前に畜水産安全管理課飼料安全薬事室長より御挨拶を申し上げます。

○畜水産安全管理課飼料安全薬事室長 御紹介にあずかりました本年 4 月より新設された畜水産安全管理課飼料安全薬事室長でございます。

委員の皆様方におかれましては、御多用の中御出席賜り誠にありがとうございます。また、日頃から飼料添加物の指定等の審議において貴重な御助言、御指導を頂き誠にありがとうございます。

最近の飼料添加物の状況としましては、以前御審議いただきましたアミノ酸の一つである塩酸 L-ヒスチジンの新規指定につきましては、本年 7 月 24 日に手続が完了いたしました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

また、本年 4 月は新たに薬剤耐性アクションプラン、従来から薬剤耐性菌に対する対策を行っておりますが、そのアクションプランの新たなもの、2023-2027 のアクションプランが作成され、引き続き薬剤耐性対策に取り組んでおり、先月の 11 月におかれましては、省内の消費者の部屋や上野公園における動物感謝デーにおいて、薬剤耐性菌に関するブースを出展することで普及啓発に努めているところでございます。さらに、先日閣議決定いたしました令和 6 年度予算案では、抗菌性飼料添加物の使用量削減に向けた実態調査及び普及啓発を行うこととしております。

本日、対象家畜の適用拡大について御議論いただく安息香酸や二ギ酸カリウムのような有機酸におかれましては、医療を中心に抗菌性飼料添加物の代替として使われている実態もございます。その他、本日御審議いただきます案件は、飼料の栄養成分の有効な利用の促進を目的とする酵素の一つであるキシラナーゼ・ β グルカナーゼ合剤の新規指定の合計3件について御議論いただきたいと思います。委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御指導を頂けますと幸いです。

以上、簡単ではございますが、冒頭の御挨拶に代えさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、これからの議事進行は座長にお願いいたします。

○委員A ○○です。よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から委員の出席状況、それから、利益相反の該当の有無について報告をお願いします。

○事務局 現在、10名中9名の委員に御出席いただいております。また、事前に確認させていただいたところ、本日の議事に関し利益相反となる委員はいらっしゃいませんでした。

○委員A ありがとうございます。

次に、配付資料の確認を事務局の方からお願いします。

○事務局 それでは、配付資料一覧に沿って確認させていただきます。

会場にお越しの委員の皆様におかれましては、タブレットの方を御覧ください。

配付資料は資料1から4で、資料1が議事次第、出席者委員名簿となっております。資料2から4がそれぞれ2-1、2-2、3-1、3-2、4-1、4-2と2部ずつございます。それから、参考資料が一つとなっております。

お手元に配付されていないあるいは送信されていないファイルがございましたらお申し付けください。

なお、質疑応答に移りましたら該当資料を画面に共有いたします。

○委員A ありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと思います。

まず、最初の議事が○○のキシラナーゼ・ β グルカナーゼ合剤です。事務局の方から説明をお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、資料は2-1、2-2及び参考資料1を御用意ください。

参考資料 1 を御覧ください。 1 ページ目となります。

今回、〇〇からキシラナーゼ・ β グルカナーゼの合剤の指定について要望が出されております。まず、製品の概要について御説明いたします。

キシラナーゼ及び β グルカナーゼは、多くの製粉副産物等の飼料に含まれている難消化性の非でん粉性多糖類を分解する酵素です。難消化性の非でん粉性多糖類につきましては、以降、NSPと省略させていただきます。

NSPは消化物の粘性を高め、栄養素の消化率を低下させることが知られております。豚や鶏等の単胃動物では、NSPを分解する酵素を持たないため、これらを十分に消化することができず、家畜の成長と飼料効率を悪化させるとされております。キシラナーゼ及び β グルカナーゼを飼料中に添加することでNSPを分解し、栄養素の消化率を改善することによる飼料効率の改善が期待されております。キシラナーゼ及び β グルカナーゼの指定状況といたしましては、いずれの酵素も遺伝子組換え体ではない*Trichoderma longibrachiatum*により産生されるものが単剤として飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進目的で、平成10年に飼料添加物として指定されております。

今回要望のあったキシラナーゼ・ β グルカナーゼの合剤は遺伝子組換え体*Aspergillus niger*が産生するキシラナーゼ及び β グルカナーゼを混合した剤となっております。従来のキシラナーゼ及び β グルカナーゼと比べて耐熱性を改良しており、ペレット加工の飼料の加工工程中の過熱における失活を低減することができるとされております。

要望者が要望する本剤の対象家畜は、鶏、うずら、豚となっております。推奨する飼料への添加量は、ブロイラー用飼料に280TXU・125TGU/kg飼料、産卵鶏・うずら及び豚用飼料に560TXU・250TGU/kg飼料となっております。

海外では、EU等で飼料添加物として使用が認められており、EUでは家禽及び豚用飼料への使用が認められております。

本剤は本日が初めての審議となります。後ほど事業者から詳細を御説明いただきますが、事業者からの御説明は資料 2－1 に沿って進めていただきます。こちらを主に御参照いただくとともに、質疑応答で資料のページや項目番号等をお示しいただく際は、資料 2－1 の番号をお示しいただけますと幸いです。

それでは、詳細は事業者から御説明いただきたいと思います。

(説明者 入室)

(説明者(企業)からの説明及び質疑応答)

(説明者 退室)

○委員A それでは、審議に移りたいと思います。

幾つか御指摘もありましたが、ちょっと幾つかは答えられないので後ほどというところもありましたが、この申請についていかがでしょうか。

ちょっと事務局の方に伺いたいんですが、これ申請はこの会社の独自の単位で申請をしているようで、説明の中で一般的な糖化力単位等の換算はこうやるんだというのが出ていたんですが、こういう申請のときに独自の単位を前面に出して申請というのはオーケーなんでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。

今までの例ですと、確かにメーカー独自の単位で提出されてこられたりするんですけども、従来品の比較ができないということで、一応日本ですとキシラナーゼであればキシラン糖化力単位と、 β グルカナーゼであれば β グルカン糖化力単位というふうに、そちらに換算できる形にさせていただいて、比較ができる形で要望を出していただくということになるかと考えております。

○委員A ありがとうございます。例えば3ページあたりの推奨量の表のところでは、この脚注を見たら換算できるということでしょうか。

○事務局 一応今回の申請者の場合は換算係数の方を入れていただいておりますので、こちらの方で換算できるということで事務局としては判断しております。

○委員A ありがとうございます。では、この表記はこれでオーケーということで。

その他、いかがでしょうか。

委員D、お願いします。

○委員D 委員Dですけれども、この〇〇の安全性試験の資料については多分今までほかのところに申請されたのと同じであろうと考えます。今回新たに作られたものではないので、大きな問題はないんだろうとは思いますが、ちょっと解釈の仕方については疑問があります。無理にいずれの用量を投与してもほとんど何もないと言う必要はないんじゃないかなと思うのです。今までほかの国では申請が通っているわけですが、同じ解釈をされているのか、そのあたりの整合性を持った形で我々の方も対応する必要があるのかなというふうに思ったところです。最終的にこれが駄目というところまではもちろん思っていないんですけれども、このデータを見たときにたいいてい人はそれなりに多い量では影響があると見るんじゃないかなと思ったので、そのあたりは少し書きぶりについて検

討が必要かなというふうに思っております。

以上です。

○委員A ありがとうございます。

これは事務局の御意見を伺った方がいいんですかね。だから、もしかすると上限を明記した方がいいというようなことになりましょうか。農家さんではコストを気にされると思うので、必要以上にたくさんあげるということは想定しにくいとは思いますが、一応安全性試験で何かしらの影響が出ているということであると、ほかの例えば申請品なんかの場合にはいかがなんでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。

今まで添加上限量という形で飼料添加物を全体で見たときには、もちろんそういう安全性とかを見たときに有害事象があるということで上限量というものを定めている例はございます。ただ、酵素につきましては、今まではちょっと添加上限量を定めた例というのはありません。

○委員A ありがとうございます。

その毒性と思われるような何か悪影響が出ているところが現実的にはあり得ない高濃度ということであれば問題ないとは思いますが、もしかしたらそのところを申請者の方に確認していただいて、この濃度でやることは本当はないんだから、普通はあり得ないということを明言していただければいいのかなとも思いますが、いかがでしょうか、そのような対応では。

委員B、お願いします。

○委員B ありがとうございます。

私も今委員Dからの御指摘はごもっともだと思いますので、私も御質問させていただきましたが、ある程度のサイズで多分体の中に入っているのではないかなというふうには思います。なので、何らかの影響が出てきていると思います。ですから、全くどれだけ食べさせても問題がないということではなくて、上限があるというふうに考えています。

また、毒性試験としては、毒性が出ない場合というか、毒性が出ることはいいいことというか、ちゃんと見つかっているということですので、それはそれでいいと思いますので、ただ、上限があるということは明記した方がいいと思います。

以上でございます。

○委員A ありがとうございます。その辺は事務局の方から申請者の方にちょっと注意喚

起をしていただいて、例えば使用上の注意という形になるのか添加の上限量という形になるのか、前例等に従ってということになるかと思いますが、申請者の方にちょっと御確認をお願いしたいと思います。

委員D どうでしょうか。

○委員D すみません、ちょっと言葉が足りなかったかもしれないんですけども、飼料の摂取量自体が高用量になると下がるとしますと、何らかの忌避があったのか分からないのですが、それに基づいて体重が下がっているのかもしれないということは否めないのですが、そういうディスカッションになるのかもしれませんが。毒性という言い方が適切かどうかということはあるかもしれないです。ただ、この剤を添加することによって食べる量が減って、結果的に体重が減ってしまうというのは余りいいことではないのかなと思うので、本剤の添加によって摂餌量が減っているのか、再考してくださいということでもよろしいのかなと思っております。

以上です。

○委員A ありがとうございます。では、その表現の仕方について御確認をお願いしたいと思います。

○事務局 承知いたしました。

○委員A その他、よろしいでしょうか。

委員E、お願いします。

○委員E すみません、教えていただきたいんですけども、もしかしたら資料のどこかに書いてあるかもしれないんですが、いろんな国で登録をもう既にされているみたいなんですが、粉末製品については登録が進んでいて、液体製品は国によっては登録されていないという状況はどのような背景があるんでしょうか。

○委員A ありがとうございます。事務局の方でお分かりになりますか。

○事務局 ちょっと事務局としては明確にお答えすることはできないところではあるんですけども、もし製剤の登録が違うのであれば、それはメーカーさんの戦略とかもあるかと思うので、そのあたりはメーカーさんに確認してみたいと思います。

○委員A これに関してはコメントというか、どういう背景があるかという情報を提供していただければいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

ほかはよろしいでしょうか。

オンラインの先生方もよろしいでしょうか。

それでは、この委員会での意見も出尽くしたようですので、幾つか申請者の方に確認していただくということも課題として出ましたが、このキシラナーゼ・ β グルカナーゼの合剤については、致命的な指摘はなかったと思いますが、申請者からの見解を確認していただいた上で、また恐らく今日の話だとその上で了承という形になると思いますが、必要な手続を事務局の方でお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

そうしましたら、今回幾つか確認事項の方が出ておりますので、その確認事項をメーカーさんに確認の上で、その回答を皆様にまたお送りさせていただきます。その上で評価書案の方を修正させていただいて、御了承の方を頂けましたら、次の審議のステップである飼料添加物規格小委員会の方に進むこととさせていただきたいと思います。

○委員A それでは、この申請については今日の審議を終了したいと思います。

その次は、また事務局から御説明いただくんですかね。

それでは、〇〇の安息香酸ですね。事務局から御説明をお願いします。

○事務局 事務局でございます。

安息香酸について御説明させていただきます。

最初に、参考資料のまた1番をお手元に御用意いただけますと幸いです。

こちら参考資料の2ページ目に安息香酸の概要というタイトルの資料がございますので、そちらを御覧ください。

概要につきまして御説明させていただきます。今回の要望者につきまして、新規指定の際の要望者と変わらずに〇〇となっております。新規指定の要望も〇〇からございました。

安息香酸につきましては、エゴノキ科の樹木の樹脂である安息香中に含まれる有機酸の一種で、子豚の飼料に給与することで消化管内での菌の増殖を抑える静菌作用によって、飼料の栄養成分の有効な利用の促進を目的とする飼料添加物として令和4年10月に指定された飼料添加物となっております。指定に当たって、体重がおおむね70キロ以内の種豚育成中のものを除いた豚用飼料に0.5%以下の添加量で認められております。

今回の要望といたしましては、豚における試験が集まりましたので、対象家畜を豚全体に拡大することとさせていただきます。今回の対象家畜の拡大に当たりまして、添加上限量の0.5%以下という部分に変更はございません。

海外では、EU等で飼料添加物として認められており、EUでは増体目的で子豚、肥育豚用飼料を対象として使用が認められております。

続きまして、資料につきまして御説明させていただきます。資料3-1が要望者から提出された抄録となっております。資料3-2につきましては、事務局で作成した資料となっておりますが、今回の対象家畜の拡大の要望に当たって新たに要望者から提出された試験につきましては赤文字で記載させていただいております。

日本における審議状況につきましては、今回の対象家畜の拡大につきましては本日が初めての審議となっております。

詳細につきましては、要望者から御説明いただきたいと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(説明者 入室)

(説明者(企業)からの説明及び質疑応答)

(説明者 退室)

○委員A よろしいですか。

それでは、退席していただいたようですので、安息香酸についての審議をお願いしたいと思います。先ほども言いましたけれども、既に子豚までは認められているもので、適用の拡大ということですので、安全性等でそれほど問題になるところはないかとは思いますが、御懸念の点と御指摘の点がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

今日説明があったところには子豚のところも含まれていたようですけれども、追記された形ということですね。今回、子豚プラス適用の拡大になった場合には上書きされて、この製品そのものの拡大したものだけが別に何か資料が出るわけではなくて。

○事務局 そうですね。ありがとうございます。

事務局で作成した評価書につきましては、子豚の新規指定の際の評価書に今回新たに提出された肥育豚の試験を追記した形での一体型の評価書となっております。

○委員A ありがとうございます。

誤記等については修正していただくということで、確認して修正していただくということになると思います。御指摘、御懸念の点がありましたらお願いします。

委員F、お願いします。

○委員F 委員Fです。

安息香酸を上限0.5%というのは理解できるんですけれども、そのほかの有機酸と混合して使うような場面も出てくると思うんですが、そういうときには別に気にしなくていい

というんでしょうか。留意点、そういう実験もすごく難しくなってくると思うので、別にもう気にせずに使って、例えばプロピオン酸、ギ酸なんかと一緒に使うときはそれぞれの上限を守る限りにおいては問題ないと考えたらよろしいんでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。

有機酸等につきましては、各物質ごとに添加上限が定められているのみとなっておりまして、その各剤が混合したものでそれぞれ何%の添加上限というふうな定め方は今現在のところされておりません。

○委員A ありがとうございます。併用した場合には結果的に量が増えちゃうけれども、そこは特に指定というか規制はないということですね。場合によっては懸念される場合もあるかもしれませんが、ルール上、個別に指定ということになります。

ほか、よろしいでしょうか。

どうぞ委員C。

○委員C 委員Cです。お聞きしてよろしいでしょうか。

これほかの国で1%上限になっているんですけれども、子豚のときに0.5%にしたのは何か理由みたいなのを覚えていますか。覚えていたらちょっと教えてください。

○事務局 事務局でございます。

安息香酸についてご審議いただいた当時は、豚を用いた家畜試験の際に、やはり有機酸という性質上、濃度により胃等の影響がみられましたので、効果があり、かつ豚の方の試験において疑義が生じなかった0.5%を上限として設定しております。

ちなみに安息香酸というのは、諸外国において、様々な用途がございまして、家畜用飼料におかれましても純粋に家畜の成長を助ける目的の他に安息香酸を豚が摂取することにより、尿中のpHが下がりアンモニアが削減する目的や、あとももちろん食品と同様に保存剤的な目的もあり、様々な使い方がありますが、いずれにしても我々の方としましては、飼料に含有する栄養成分の利用促進を目的とする範囲内で家畜への影響がない0.5%を上限として指定することになっております。

以上です。

○委員C ありがとうございます。よく分かりました。

これ母豚というか育成で0.5としたという何か理由はあるんですか。個体に合わせただけなんですかね。

○事務局 今回の要望の件でよろしいでしょうか。従前の指定に用いた効果・安全性のデ

ータを勘案して、やはり同じ後ろのステージにおいても同様の濃度を要望したものと思われます。

○委員C 分かりました。ありがとうございます。

○委員A 御説明ありがとうございました。この御説明でよろしいですか。

○委員C はい、大丈夫です。よく理解できました。

○委員A 先ほどもお話に出てきたようないろんな用途があるけれども、添加するものとしてはこの用途でこの量、それ以外のものを別に追加することはあり得ないということですね。ですので、これが飼料中では0.5%が上限と。

その他、いかがでしょうか。オンラインの先生方もよろしいでしょうか。

そしたら、幾つか御指摘もありましたが、ほぼ御意見等があって、既に認可されているもの、登録されているものということもありまして、安息香酸に関しては必要な修正をしていただいた上で、この委員会です承されたものというふうにみなしてよろしいでしょうか。

では、必要な修正等をしていただいて、事務局の方で必要な対応をお願いしたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。本日御指摘いただきました点につきまして、評価書等を修正させていただいたものを後日送付させて確認いただきます。その後、審議会の規定に基づいて、本飼料添加物の対象家畜の拡大につきましては、審議会の規定に基づいて答申の手続について進めさせていただきたいと思います。

○委員A よろしくをお願いします。

あと、本日審査がもう一つあって、若干進行より早いようですが、休憩はどのように。

それでは、今から10分の休憩を取らせていただくということで、3時ちょうどでいいですかね。3時ちょうどに再開、それまでしばし小休止ということでお願いいたします。

午後2時51分休憩

午後3時00分再開

○委員A では、開始時間になりましたので、審議を再開したいと思います。

オンラインの先生方も皆さんおそろいでしょうか。よろしいですかね。

それでは、今日三つ目の審議ということで、〇〇の二ギ酸カリウムについてです。事務局の方から説明をお願いします。

○事務局 事務局でございます。

二ギ酸カリウムについて御説明させていただきます。資料につきまして、参考資料の1番につきましてまた御準備いただけますと幸いです。

参考資料の1番につきましては、これまで御覧いただいておりますとおりの製品の概要になっておりまして、3ページ目に二ギ酸カリウムの概要について記載させていただいております。

今回の二ギ酸カリウムの対象家畜拡大の要望に当たりまして、要望者は〇〇となっております。ですが、本剤につきましては新規指定の要望は別の会社が行ったものとなっております。本日御審議いただきました1件目の〇〇が新規指定の際には要望した物質となっております。なので、今回新規指定の際と対象家畜の拡大について要望者が異なっております。

内容について御説明させていただきます。

本剤は、ギ酸とギ酸カリウムから構成される結晶性の粉末で、先ほどの安息香酸と同様の有機酸の一種となっております。本剤もまた子豚の飼料に給与することで消化管内の機能増殖が抑えられ、飼料の利用効率が向上することから、飼料の栄養成分の有効な利用の促進を目的とする飼料添加物として平成20年8月に指定された飼料添加物となっております。指定に当たって、体重がおおむね70キロ以内の種豚育成中のものを除いた豚用飼料に1.8%以下の添加量で認められております。

今回の要望といたしましては、先ほどの安息香酸と同様に豚における試験が集まりましたので、対象家畜を豚全体に拡大することとさせていただきます。対象家畜の拡大に当たって、添加上限量につきましては、豚用飼料（妊娠豚、哺乳期用）を除いて1.8%、妊娠豚、哺乳期用飼料で1.2%が要望者の推奨する添加量となっております。

海外ではEU等で飼料添加物として認められており、EUでは哺乳期子豚、子豚、肥育豚、母豚用飼料を対象として使用が認められております。

資料につきまして御説明させていただきます。資料4-1が要望者から提出された抄録となっております。資料4-2につきましては、事務局で作成した資料となっておりますが、今回の対象家畜の拡大の要望に当たって新たに要望者から提出された試験につきましては、先ほどの安息香酸の評価書と同様に赤字で記載させていただいております。

日本における審議状況につきましては、対象家畜の拡大につきましては本日初めての御審議となります。詳細につきましては要望者から御説明いただきたいと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

(説明者 入室)

(説明者 (企業) からの説明及び質疑応答)

(説明者 退室)

○委員A では、退出を確認しましたので、こちらの方の審議に移りたいと思います。

すみません、ちょっと私が余計なことを言いましたけれども、委員の先生方から御意見ありましたらお願いします。

お願いします。

○委員C 委員Cです。

先ほど委員Aがちょっと言われておりましたけれども、パーセンテージの基となるデータというのがどれなんだというのは余り私分からなかったので、何かその辺をもうちょっとはっきりさせてもらえる抄録にしてほしいなと思いました。ちょっとその辺、最終的にこの濃度というふうに決めたというのはここから来ましたというようなことをちゃんと分かるような形にさせていただかないと、何%がいいのか全然分からないので、その辺をちょっとはっきりさせていただくようにお願いしたいと思います。

○委員A ありがとうございます。ちょっと根拠になる数字が示されているデータと一致しないので、ちょっと混乱するかなというふうには感じました。

○事務局 ありがとうございます。資料の方を修正させていただきます。

○委員A お願いします。

そのほか、御意見があったらよろしくお願いします。

これも一度子豚用には承認されているものの拡大ということですので、ベースになるところは余り問題にならないのかとは思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

基本的にはいいと思うんですが、ちょっと資料というか、抄録の資料の出し方が余りに分かりにくいというか、省略して必要最低限を出しているつもりなんだろうけれども、必要なところが網羅されていないような感じがするので、そのあたりはちょっと説明の内容に一致するデータをきちんと出していただいて、恐らく新しく試験する必要はなくて、文献的なものとか過去のデータの引用の仕方を変えるだけだと思うんですが、その辺を確認していただければと思います。ということでよろしいでしょうか。

ということで、では事務局の方で申請者の方にその辺を確認していただいて、申請の内容と一致するデータの表等を出していただくようお願いしていただきたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。資料等、作成したものについて修正させていただき、

また御確認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員A 申請そのものは多分問題ないことではあると思いますので、根拠が分かりやすい資料を出していただくようお願いしていただきたいと思います。その後の必要な手続は事務局の方でお願いします。もし必要なようでしたら、また開催していただくことになるかと思います。よろしくお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

○委員A それでは、これで一応予定された議事は終了したようですが、そのほか事務局の方から何かありましたら。

お願いします。

○委員G 委員Gです。飼料添加物の評価書の書きぶりが熟知できていない部分があるかもしれないと申し訳ないのですが、安息香酸について、例えばJ E C F Aで2021年に再評価がされているんですね。例えば評価書案の中の安全性に関連する事項のところなど、マウスやラットの結果が出ていますが、E F S Aの中に記載されていたことは追記されているようなんですけれども、J E C F Aの評価の方で新たに確認された点などが追記されているか確認できておりませんでした。もしJ E C F Aの評価の新しい結果も今回の評価の対象とされるということで、こちらの評価書でも取り上げる可能性があるということであるならば、最近の安息香酸を対象としたJ E C F Aの評価書、恐らく2021年だったと思いますが、安息香酸の評価の見直しがされてA D I が逆に緩くなったと思われ、そういった変更もありますので、一応必要であれば新しい情報についても確認していただければというふうに思いました。

以上です。

○委員A ありがとうございます。

すみません、私もそれは不勉強でフォローしていませんでしたが、事務局の方、いかがでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。J E C F Aの方の再評価の件につきまして確認して、資料についてまた必要であれば追記いただくように対応させていただきます。

○委員A どうぞ委員F。

○委員F 追加で、二ギ酸カリウムの評価書の33ページの表27というところに母豚の平均飼料摂取量というのが書いてあります。それがオリジナルの論文を見ると、ちゃんと分娩後の飼料摂取量も書いてあるんですけれども、ここに示されているのは妊娠期間だけの飼

料摂取量が示されていて、子豚の増体との比較なんかをするのであれば、分娩後の摂取量も示すべきだろうと思いますし、オリジナルの論文には、ここには妊娠期間の飼料摂取量と書いてあるので、分娩後に飼料摂取量が2.5キロということはあり得ないので何なんだろうなと思ったので、そこら辺の記載を明確にしていいただければよろしいかなと思います。

○事務局　ありがとうございます。評価書について記載に誤りがありましたこと、申し訳ございません。評価書の方、原著の方を確認して必要な修正をさせていただきたいと思います。

○委員A　御指摘ありがとうございます。よろしくお願いします。

そのほかにも遡ってでも結構ですので、もしお気づきの点があれば。

よろしいでしょうか。

委員F、どうぞお願いします。

○委員F　一番最初のところで委員長から御指摘のあった消化率が鶏では逆転しているというようなコメントがあったんですけども、オリジナルの論文を見てみると、消化率の計算方法が鶏のところではマイナスの値もたくさん出ていて、それも加味して計算しているんですけども、普通ゼロにするべきなんだろうと思うんですね、マイナスの値は。そこら辺の取扱いをちょっと再検討、オリジナルの論文がそういうふうな計算をしているので、我々がああだこうだ言うべきことなのかちょっとよく分からないんですけども、慣例としてはマイナスになる消化率はゼロとしてやるのが通常だと私は理解しているので、そこら辺の取扱いをちょっと再検討していただいた方がいいのかなと。

そもそも鶏で粗繊維の消化率を示す意味がどこまであるのかなというのもあるんですけども、粗繊維はなかなか大雑把な分析方法であるし、ちょっとオリジナルの論文がそれなので仕方がないんですけども、全体としてはエネルギーの利用性が高まっているということは示されているので、そこは問題ないと思うんですけども、ちょっとそこが引っかかって、どう処理すればいいのかなというのを悩んだところです。取りあえずそのゼロの取扱いだけは確認していただければと思います。

○委員A　ありがとうございます。原著がそうなっていると、申請者の方が計算し直すということは無理かもしれないので、書き方というか採用する効果があったということで、言及する部分について工夫していただくと。工夫という言い方は悪いんですけども、再検討していただくということで何とかなるんじゃないかなと思いますので、その辺も申請者の方と御相談をお願いしたいと思います。

○事務局 分かりました。ありがとうございます。

○委員G すみません、もう一点だけよろしいでしょうか。

あらかじめ精査できておらず申し訳なかったんですけれども、酵素だから抗菌活性がないといったような書きぶりをされていたところがあったような気がしました。どこだったか直ぐにお伝えできず申し訳ないのですが、酵素でも抗菌性というか、そのような作用を示す場合もあるように思いますので、少しそこの書きぶりは個人的に気になりました。

以上です。

○事務局 分かりました。ありがとうございます。そうですね。ちょっとその部分は、こういうふうな記載にするのかメーカーさんにも御検討いただきたいと思います。

○委員A じゃあ、フォローをよろしくお願いいたします。

あと、ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ちょっと細かいところでメーカーの方と御相談いただくことが幾つか出てきたと思いますので、対応をよろしくお願いいたします。

その他、事務局の方から何か御連絡や議題等ありましたらお願いします。

○事務局 事務局の方から2点連絡事項がございます。

1点目ですけれども、次回の飼料添加物に関する小委員会は、飼料添加物規格小委員会の開催を予定しております。このため、本小委員会の次回開催につきましては、飼料添加物規格小委員会終了後に改めて日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目ですけれども、本会議の議事録を公開することとしております。後日、事務局で案を作成しまして、委員の皆様にご確認いただきたいと思いますと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員A ありがとうございます。

それでは、次回はまだ未定ということですが、本日のこの小委員会はこれで閉会したいと思います。御協力ありがとうございました。

午後3時53分閉会